

学校において予防すべき感染症と出席停止

1. 医師において下記の感染症と診断された場合は、学校保健安全法により、出席停止になります。
2. 欠席連絡の際に、病名とおおよその治癒期間をお知らせください。
3. 医師からの登校許可が出て登校する際は、生徒手帳の“学校において予防すべき感染症と出席停止”のページに医師または保護者が記入して、担任に提出してください。

学校において予防すべき感染症 (平成 24 年 4 月 1 日施行)

	種類	出席停止の期間の基準	
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る)	治癒するまで	
	鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであつてその血清型が H5N1 であるものに限る)		
第二種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで	ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない。
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が完了するまで	
	麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで	
	風しん	発しんが消失するまで	
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで	
結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで		
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	

なお、ご不明な点がございましたら、学校へお気軽にお問い合わせください。

